

領書差出往来手形取立可相越候 勿論罷滞候は
其旨相断候事

一 他国より欠落者来り候は其子細承届早速可申出候
若町中之者他所へ欠落致候者於有之是又可注進候事
尚他領より掛込有之追手之者可召捕と云ふとも存置
に不可相渡一番人附置早々可注進候事

一 他所之沙汰虚伝日無構候間承り候義有之可申出候事
一 博奕惣而賭之諸勝負或昔高に事寄セ博奕に似たる何に
してモ一切仕聞敷候 勿論右類之者宿堅仕聞敷事

附及大酒一醉狂仕聞敷事

一 出火之節以兼て申付置候通所々後所之尺付候人夫無
油断一様常々可申付置候事

附右之節昔町中之者共不致火元へ尺付随分相勤可申
事

一 所人嫁取穿取葬礼之仕方随分手整く可仕候事

一 在浦庄屋肝煎其外船持網持日不及言諸百組より自然
両所紺屋共へ紋所形古らし付候染物濃候とも堅受合申
聞敷候事

一 在浦紺屋共右同然に可相心得候事

一 従前より勤来り候所夫役船其時々之差因次第急度可差
出 尤月限人夫帳町奉行へ可差出一事

一 総行諸商売之儀前々より其時々之米直段に念じ諸物売
代替へ申儀に候此此間而所之諸商売人共右米直段之無
考諸式猥に高直に致又段相聞エ不届候 商人之儀者
賣買之利用を以て渡世申事候へば貪りたる仕方有
之もの、由に候得共当地之儀者諸国道路海道にても無
之街領内出産之諸物所方在浦へ商売致し又且家中へ売
候より外無之候得共右三品之内何れ物事片寄候而は不
宜 我中家中末々之面々在方百姓等迄及迷惑候儀其
上諸商人申合と諸物高直に致聞敷旨御條目之一ヶ條に

候間町年寄共以不及申小商人迄商売利用之品も暇路
に有之様にも可相心得候事

一 大阪其外隣国より取り寄セ商売仕候品々は其海陸掛り
物等之致差出二商売申識者可有事に候得共是とも其
程可有義に候得候限々聞敷高利と貪り候義致不聞敷事

右之通被申出候間堅相守違背仕ル者有之は吟味之
上曲事ニ可申付候 此書正五九月年寄手前へ町
人共呼寄 年中三度宛読聞セ可申者也

右之通仰出候間向後彌堅可相守者也

享保八卯年八月十六日 西名 兵 右 衛 門

小林 九 左 衛 門

町奉行

中根 曾 右 衛 門

一 山田云 此の御觸書は高札に記して常時大手前にかか
ていたという (終)

研究

佐伯藩に於ける

キリシタン史料について

会 員 真 柴 涉

前がき 豊後キリシタンの動向

耶蘇教が豊後に伝えられたのは天文二十年(一五五二)で
時の領王大友義鎮(宗麟)二十二才の時、当時周防の山
口にいた耶蘇会の宣教師フランシスコ・ガビエルを府内

に招いてキリスト教の伝道を許可したので、始めで、ガビエルドレの帰つた後、ドレ天運ドレへ神父バルテザル・ガゴが伊留ドレ海へ修道士・ジヨアン・フェルナンデスとともに布教に
つとめ、更に日伴天連・ジヨアン・カブラル等の努力によつて、二十年後の元慶二年（一五七〇）には、豊後のキリシタンは五千人といわれた。

宗麟は天正六年（一五七八）七月十五日、四十九才で、いにかラザルの手によつて洗礼をうけ、教名をフランシスコといひ、府蘭と号したほどで、府内を始め臼杵、朽網、野津、三重、鶴崎等で信者は次第に其の数を増し、天正八年には豊後国内の信徒は実に一万人と言われている。

一五五六年には府内に教会堂が出来、朽網、臼杵、野津、津久美等に次々に聖堂又は修練所が建立され、天正十三年には信者一万五千（野田原大石シタン遺跡）といわれている。しかし天正十四年島津氏の豊後侵入、文祿二年大友義統の領地没収により、豊後国内は勿論法領にも大きな変革がもたらされた。即ち杵築礼城主佐伯惟定、守和島退去の後、臼杵城の福原直高、次いで太田飛騨守の治下に入り、関が原の役後、慶長六年毛利高政二万石で日田より佐伯に移封され、鶴屋城を築いたのである。

この頃になると豊後のキリシタン信者は、豊薩戦後急激に減つて、慶長五年割ヶ原の戦頃五千五百人と言われた。然し慶長七年スペインの「グスチノ」の宣教師が臼杵に聖堂を建ててから、鶴崎の高田、野津、竹田の志賀、佐伯、津久見と次々に聖堂が立ち、信徒の数も再び漸増しつゝあつたが、慶長十九年家康による追放令が布され、迫害の手が全国に及ぶようになり、教徒迫害の歴史にかかつていつた。

佐伯に於けるキリシタンの動向

豊後の国主大友宗麟がキリスト教を許可したのは、天正二十年、そして宗麟自身が洗礼をうけたのが天正六年であるが、この頃佐伯の領主は杵築礼城主佐伯紀伊守惟教で、天正六年拜州で打死した後は惟定が之とついでにこの禄を時であるので、豊後キリシタンの影響は佐伯にも当然あつたと思われるが、それを物語る資料は皆無といつてよい。左大正元年頃杵築礼城跡で掘り出されたと言ふマリヤ親音をさがした親音像は、法衣とまとい胸に十字標を付けていると言ふが、これがどのような関係にあるものか。「佐伯獅子史」の著者増村氏は、切支丹禁教以後の遺物であるといつてゐるが、これも今後の研究にまちがいものである。

初代高政とキリスト教

初代高政が佐伯に封ぜられたのは慶長六年で、（佐伯の初代高政は慶長四年佐伯領を没収され、慶長六年五月十五日日田より佐伯に移り、とある）大友宗麟の死後十四年後である。一年前の慶長五年には、天正十五年（一五八八）二月洗礼をうけてコンスタンチノと教名を授けられた大友義統も、関ヶ原の戦に石田三成方に味方し、別府の石垣原に黒田孝高（如水）の軍に敗れて常陸の佐竹氏にあげられた頃で、豊後の信者僅かに千五百人といわれているが、この後又アブグスチノ会イエズス会の宣教師が来て布教につとめた結果、臼杵を始め次々に聖堂が建てられたようになつた。

佐伯にも慶長十一年（一六〇六）臼杵の宣教師アブグスチノ会のフェルナンド・デ・サン・ヨゼフが来て布教に、つとめ、城下に修道院が建てられ、城主高政も其の感化によつて教会堂と大修道院を建てて再び信者となり、布教

を去すに左程である。

このフェルナンド・デ・サン・ヨゼフ神父は一六〇五年豊後についてたんで、後慶長十六年(一六二〇)四月二十三日のマニラに於ける管区長会議で、白井の修道院長に任命された人である。

「日本切支丹宗門史」によると、佐伯城下に小さな修道院を建てた神父は、佐伯で大きな結果を収めて後日向に行き、その城下(下分)へ今の延岡へで働いて、城主の保護で天主堂を建て、二千人のキリシタン信者が出来たといっている所から見ると、ヨゼフはよほどすぐれた布教師であったであろう。

佐伯でも城主高政は自費で天主堂を一つ更に大きな修道院を建てたといふ事であるから、神父が佐伯で大きな結果を収めたといふのは当然であろう。

ちなみに「豊後切支丹史料」の著者マリオ・マレガ氏は、佐伯の領主毛利伊勢守高政はクリスティアンであったといっているが、レオン・パシエスの「日本切支丹宗門史」には、

伊勢守殿という大名は一度は改宗したことの有る背教者で、……

といっている所を見ると、一度キリスト教の信者となつた高政も、一時棄教後再び佐伯でヨゼフカ布教を許し、これを保護することになつたようである。増村隆也氏の「佐伯御上吏」にも高政は真摯な切支丹信者であったとして、

毛利高政は豊後佐伯の城主にして、洗禮を受けて以来十数年切支丹大名大友氏の故地に封を受け、基督教の爲に盡す所多かりしが、家康の睨視に觸れて其の信仰を維持する能はず、一旦棄教を表明せしむる

すかに恥ずる所やありけん、慶長十一年の頃再び改心して宣教師に好意を示し、其の領地に切支丹寺を建立

したと、日本基督教史の一文を引せている。

ともあれ佐伯に聖堂が建つたといふこと、しかも領主自らも亦天主堂並に修道院を建てたといふ事、そして市教期間も慶長十八年(一六三三)切支丹禁教令の発令せられたまでの七年間と考えられる事から、佐伯にも当時相当数のキリスト教徒のいたであらう事は察するにたかくない。半田康夫先生は「豊後キリシタン遺跡」に

これまでの延布地であつた佐伯にアウグスチノ会の修道院が出来た

と云い、マリオ・マレガ氏は

僅かに七ヶ年々布教期間しかなかつたので多数の信者はなかつた

と言っている。

昭和四十二年三月二十八日、豊後切支丹講演会で講演された文部博士清泉女子大教授松田毅一氏は、その講演「南蛮史料と豊後キリシタン」の中で、

私が南政の古文書館で採録した南蛮史料の中には、今後研究を前進させるのに有力な手がかりとなるものがないではない。それは元和三年(一六二七)の豊後の代表的キリシタン署名法である。豊後の文書に記された代表的キリシタン名は、白井五人、由布院六人、野津十二人、高田三十一人(南郡六人)、日出八人、府内六人、利光戸次清田計十一人、丹生大佐井志村徳具計二十五人で、豊後全体では百十人と交

と、佐伯に聖堂が出来て十一年後の元和三年頃には、佐伯には代表的なキリシタンとして名の出てゐる人はいなくなつたようである。たゞ御土史家佐藤鶴谷氏は「佐伯志」に、

当時のわが佐伯の如きも沿海部地方は概ね該教信者たるざるは無きの有様で、日本西教史に載せられたる姓名のみにても鮮少なりとせず。

と、同教を奉じたものの少くをかつた事を述べている。マリオ・マレガの白杉藩キリシタン調査表にも、元和三年から九十四年後の正徳元年即十一月廿日の文献として、本人及び本人同然存命の者三百八拾八人中、老々本人同然佐伯領居住となつており、全世目付の類族存命者調査には老々万四千八百六拾五人中、他領居住者七百六拾五人その内佐伯領類族百八拾式人となつてゐる。このことから、佐伯にも相当数のキリスト教信者のいた事がうかがえると思ふ。

佐伯の切支丹遺跡考

このように佐伯にも相当の切支丹信者が居たと思われ、資料として残るものは甚だ少ない。半田康夫氏の「豊後キリシタン遺跡」にも、大分を中心に白杉、野津、竹田、宇目と、周囲には遺跡、遺物の確認されたものが数多く見られるが、唯佐伯藩内にはほとんどないと言つてよいのではなからうかと思つてゐる。

一つには「日本基督教史」にあるように、高政は慶長十一年の頃再び改心して宣教師に好意を示し、其の領地に切支丹寺を建立せしが、是を左一寺其の良心の煩悶を避けるの手段に過ぎざりしと見へ、全く棄教して反対の態度を表するに至れり。

と、禁教後は高政自身も棄教し、宗門禁令法東照神若母範十五ヶ條、五人組愼、宗門改め等きびしい探索と迫害の中におつて、佐伯藩でも資料や遺跡の多くは破壊され根絶されてしまつたのであらう。

聖堂を中心とした切支丹寺がどの辺にあつたかははっきりしてゐない。或は城下と言ひ、或は領地といふが城下には今それをおぼせるような地名も残つてゐない。

白杉の諏訪、津久見の務ノ内の聖堂跡は、今クルス場といつてゐること

マイケル・クーパー著、会田雄次編の「南蛮人戦国見聞記」によると、平戸の英國商館長リチャード・コックスの一六一九年頃（元和五年頃）の報告として、

皇帝（秀忠）の命によつてすべての教会が取り壊され、墓も振り返されて遺骨は家族の手で別の場所に埋葬され、教会のあつた場所には道路がつくられ、皇帝の命によつて佛教の寺院が建てられてゐるが、皇帝はさらに日本全国から切支丹の痕跡を抹殺するために、これらの寺院に佛僧たちを住まわせてゐる。

と、当時の様子を伝えている。これを裏書するように豊後でもマリオ・マレガ氏の調査では、

大分郡高田村の能仁寺はもと天主教聖堂なりしを、菅原のたけ佛寺に改変せられ信者を弾圧せし寺なり。といつてゐる。佐伯でもこのようなことがあつたかどうか。

唯巷間よく丹賀の切支丹寺遺跡として、鶴見町中浦宮中越広浦山頂に切支丹屋敷があり、往時佐伯藩祖毛利高政は切支丹を信仰してゐたが、幕府の禁制が厳重であつた為、人煙稀な岬の山頂に寺を営んで、舟遊に事よせて

時折私年したと語り伝えられてゐるとの事で、マリオ・マレガ氏も「切支丹史年表」慶長十一年に

フエルナンド・デ・サン・ヨゼフは佐伯に行き聖堂を建立す

として、欄外に

現在の南海部郡東中浦村大字丹賀より字広浦に至る海岸に寺屋敷という地名があり、それは慶長時代に建てられた教会の跡であろう。

と書いてゐる。又増村隆也氏の「佐伯郷土史」には

高政は時々目養生と称して中浦に赴き滞在してゐたと言われ、現在東中浦村丹賀には寺屋敷と呼ばれる所があり、切支丹寺のあった処といわれている事を考へれば、高政は目養生と称して切支丹寺に参り、秘密裡に信仰の生活を送つてゐたものであらう。

とのべ、慶長十七年高政が地松浦庄屋藤三郎に萬三石八介永代扶助の書付と、享保五年庄屋庄三郎より藤に出した。

高政様御保養の爲當時松ヶ谷の水にて御風呂召しな

され、其の節庄三郎御家御本陣になされ、三石八斤高御免地申し付、御墨印頂戴し仕り候

と記してある所から、切支丹信仰のため地松浦から丹賀切支丹寺に詣でてゐたのであらうと見てゐる。

○しかしヨゼフが修道院をたて、高政が聖堂をたてたのは慶長十一年で、領主自身が聖堂をたて布教を保護する中で、交通不便な岬の山中に修練所を建てる必要があつたかどうか。

○幕府が宗門禁令法東照神君垂範十五ヶ條が、全国の庄屋寺院に配られたのは高政が地松浦に保養にいつ

大翌年の慶長十八年であること、

○高政の地松浦に保養に行つたのは旧曆六月で、今の七月から八月の盛夏であり、風光明媚な海浜に極暑をさけて六月から閏六月の間水練を樂しむ(高政日本書)谷の真清水に涼を求めた、本当の目保養ではなかつたか。

大正宗が昭和の初期に集めた「大分県郷土伝説及び氏譜」に、中浦尋常高寺小学校からの調査報告が載せられておるが、それによると

訛言見聞する所によれば、高政公の建設した切支丹の礼拝所というのほ他にもあり、茲に記する広浦の遺跡は恐らくは高政の礼拝所ではなくして、其の当時幕府の禁圧によつて逃走した切支丹崇拜の信者の逃避所で、信者のある一團がここに來つて竊に切支丹村を造つてゐたものであらう。今もその附近には佛教徒のそれとは異つた殆んど短形の墓石が多数散在してゐるが、おしい事に石面磨滅して文様を識別しがたい。

としてゐるが、私も又若しこれが切支丹信仰の跡であるとするならば、中浦校の報告が違ひではなかつたかと考へる。

(以下次号)

簡摺

輕井澤大炊頭

會員 山本 保

(住所) 佐伯市池船区

「佐伯史談」第四十九号に、濱所——女島——長島の